

## 付 錄

## 査 読 の 基 準

一般社団法人 日本音響学会 編集委員会

## 1. 査 読 の 目 的

投稿された論文等が査読の基準に照らして掲載可能かどうかを判定するのが査読の目的です。そのままでは掲載できませんが、短期間で修正が可能と判断される場合には、掲載のための条件を明示して修正を求めることがあります。この場合、掲載のための条件とは別に論文等を一層良くするための参考意見が付されることがあります、これはあくまでも参考であり、論文指導は査読の目的ではありません。論文内容の価値判断は読者によってなされ、論文等の内容に関する責任は著者に帰すものです。

和文誌に掲載された論文を英訳した論文（Translated Paper や Translated Letter）については、内容が元の論文と同一であることを確認する目的で査読を行います。

## 2. 査 読 の 基 準

論文等は、次の判定項目に照らして査読され、掲載の可否が判断されます。

〈分野性〉 音響学及びその応用分野に関係するものであること。なお、分野はできるだけ広く解釈する。

〈新規性〉 内容が公知・既発表でないこと。ただし、既知の要素を組み合わせたことにより、新たな視点や機能等が認められる場合には、新規性を認める。

〈有効性〉 内容が産業や学術の発展に何等かの意味で役立つものであること。

〈了解性〉 論旨が関連分野の会員に十分理解できるように、簡潔・明瞭に記述されていること。ただし、著しい厳密性・完璧さ・格調の高さ等は必ずしも必要としない。

〈信頼性〉 論旨に矛盾がなく、結論等を信頼する上で明確な根拠が示されていること。

〈体裁〉 投稿規定に従って原稿が構成され、記述されていること。

論文等は、原則として以上の諸項目を満たしていることが必要ですが、以下や附表に例示するように、その内容や性格によって査読にあたっての重点の置きかたが異なります。

- ・有効性が高い場合には新規性はさほど高くなくてもよく、新規性が高い場合には有効性はさほど高くなくてもよい。
- ・技術報告や Technical Report は有効性及び信頼性に重点を置く。
- ・研究速報や Acoustical Letter は新規性か有効性のいずれかに重点を置き、速報性を重視する。
- ・総説や Review については、有効性及び了解性に重点をおく。新規性については、類似の分野や対象についてほぼ同じ立場から論じたものが近年に公表されていなければよいものとする。
- ・寄書や Short Note のうち、速報的内容のものは新規性に、記録的価値を主眼としたものは有効性に重点を置く。
- ・新しいシステムの開発結果を紹介すること等を内容とする論文にあっては、信頼性を示すための査読参考資料としてビデオ等のメディアを提示してよい。

## 3. 査読の判定と原稿の修正

論文等は、上記の基準に照らした査読の結果に基づいて、次のいずれかに判定されます。

- ・1回目の査読の判定：

(1) そのまま掲載可。

(2) 条件付掲載可。掲載可とするためには、幾つかの条件を満たす必要があります、そのための修正が所定の期間内で可能であると判断された場合。

(3) 掲載不適当。

条件付掲載可と判定された論文等には「掲載の条件」が具体的に示されますので、著者はその条件を満たすように原稿を修正して下さい。修正原稿の提出期限は学会事務局から発送後 90 日以内（ただし技術報告や Technical Report, 研究速報, Acoustical Letter, 寄書, Short Note は 30 日以内）としますが、修正原稿を早く提出すればそれだけその後の処理が早く進みます。期限を過ぎた原稿は取り下げられたものと判断します。(2) の判定に基づく原稿の修正は原則として 1 回までとします。なお、研究速報や Acoustical Letter については、速報性を重視するため、条件付掲載可の判定は掲載の条件が軽微で、かつ極めて短期間に修正が可能であると判断された場合のみ行われます。

掲載不適当と判定された論文等には、掲載不適当とする理由が明示されます。この判定は必ずしも内容に価値がないという判断を示すものではありません。掲載の条件が極めて多岐にわたり、1 回だけの修正では掲載の条件を満たすことが見込めない場合も含まれます。その場合には、不適当とされた理由に基づいて十分な検討を行った上で、再投稿されることが期待されます。

- ・2回目の査読の判定：

(1) そのまま掲載可。

(2) 掲載不適当

2回目の査読において、条件付掲載可の判定はありません。2回目の査読では、条件付掲載可の判定における「掲載の条件」が満たされたか否かのみを判定します。「掲載の条件」が満たされたと認められない場合には掲載不適当と判定されます。

以上